

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

申請事務の手引き

相模原市

環境経済局

環境保全課・津久井地域環境課

令和5年10月

はじめに

土砂等の埋立て等の事業については、事業そのものを規制する法律がないため、各地方自治体が独自に条例を制定するなど、個別に対応しているのが実情です。

本市では、平成10年度より「相模原市盛土等の規制に関する条例」を施行しましたが、津久井郡4町と合併後の平成19年度以降、許可事業数は増加傾向にあり、中には、不十分な造成工事に対する是正指導が行われるなど、不適切な事例もあったことから、平成23年4月に「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に全部改正し、一層の規制・制限、指導・監督の強化をしたものです。

しかし、本市における土砂等の埋立て等を取り巻く状況が変化し、土砂等の埋立て等に関する市民の問題意識が高まっていることから、土砂等の埋立て等の適正化を一層推進するため、平成29年7月に次のとおり改正しました。

- ・土砂等発生者の責務に係る規定の追加
- ・他の法令等の許認可等を受けており、条例の許可を要しない土砂等の埋立て等に係る届出並びに土壌検査及び水質検査の報告の義務付けに係る規定の改正
- ・土砂等の埋立て等の許可を受けた事業主(以下「許可事業主」という。)が、当該土砂等の埋立て等を着手しようとする時に土地の所有者等に送付する通知、当該通知に係る報告等の義務付けに係る規定の追加
- ・保証金の預託の対象とする土砂等の埋立て等の規模及び保証金の額に係る規定の改正

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項等を解説したものです。

条例の目的を十分に理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に努めるようお願いします。

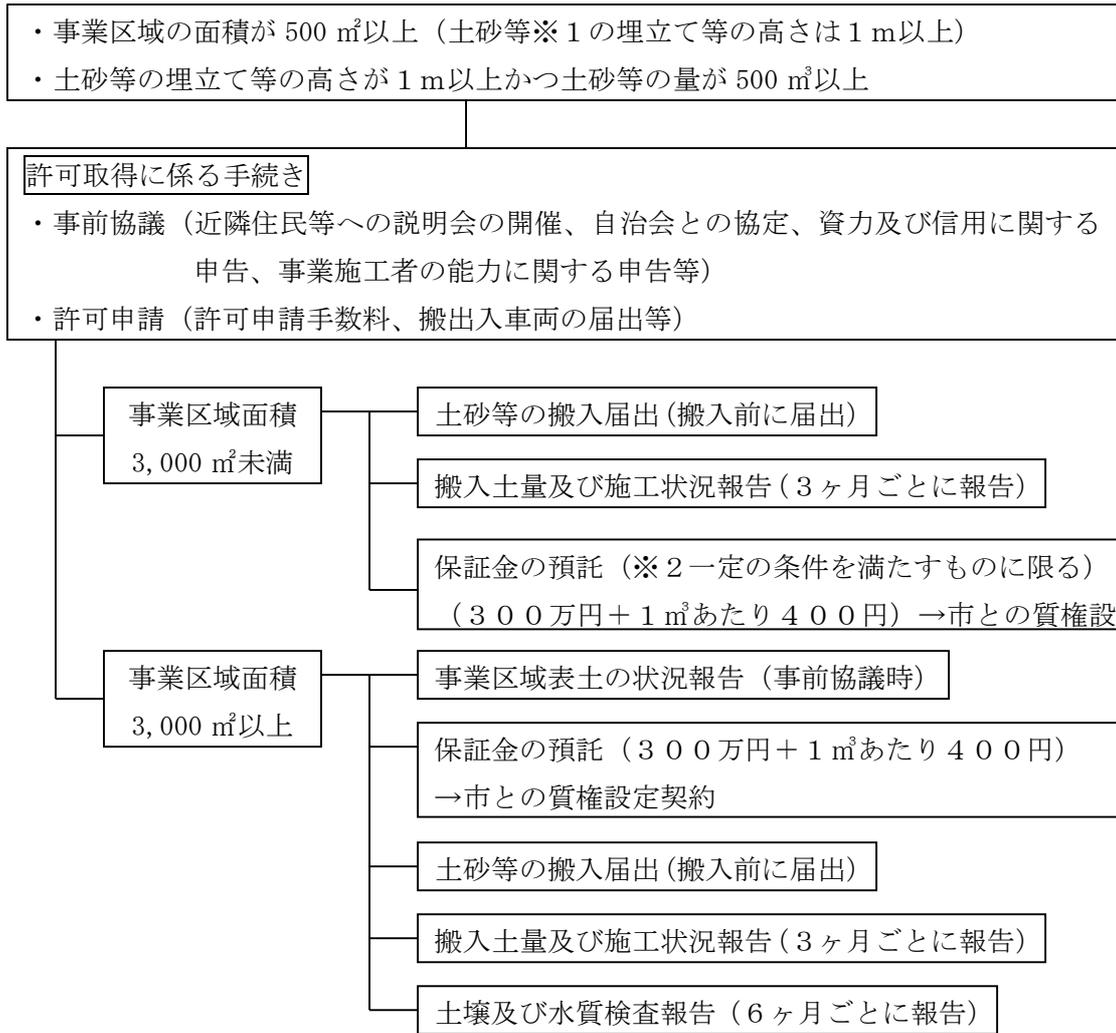
目次

1	事業区域の面積に応じた主な手続き	1
2	事前相談	2
3	事業の流れ（事前協議）	3
4	事前協議について	4
	（1）所要の手続き	4
	ア 土地所有者等の同意	4
	イ 標識（計画のお知らせ）の設置	4
	ウ 境界が分かる表示の設置	4
	エ 説明会等	4
	オ 協定	4
	カ 事業区域の表土の土壌検査	4
	キ 資力及び信用に関する申告書の提出	5
	ク 事業施工者の能力に関する申告書の提出	5
	（2）土砂等の埋立て等事前協議書（第5号様式）作成・記載要領	5
	ア 作成要領	5
	イ 記載要領（表面）	5
	ウ 記載要領（裏面）	7
5	土砂等の埋立て等事前協議書 添付書類一覧	8
6	事前協議書提出（受理）後の流れ	10
	（1）現地調査	10
	（2）土砂等の埋立て等説明会等開催報告書	10
	（3）事前協議確認書の交付	10
	（4）事前協議の有効期間	10
7	許可申請手数料について	10
8	保証金の預託について	10
9	事業の流れ（許可申請）	11
10	土砂等の埋立て等の許可申請について	12
	（1）土砂等の埋立て等許可申請書（第9号様式）作成・記載要領	12
	ア 作成要領	12
	イ 記載要領（表面）	12
	ウ 記載要領（裏面）	13
11	土砂等の埋立て等許可申請書 添付書類一覧	14
12	一時堆積事業の許可申請について	16
	（1）土砂等の埋立て等（一時堆積事業）許可申請書（第10号様式）作成・記載要領	16
	ア 作成要領	16
	イ 記載要領（表面）	16
	ウ 記載要領（裏面）	17
13	土砂等の埋立て等（一時堆積事業）許可申請書 添付書類一覧	18
14	土砂等の埋立て等の変更許可申請について	20
	（1）要件	20
	（2）事前協議について	20

(3) 土砂等の埋立て等変更許可申請書（第2号様式）作成・記載要領	20
ア 作成要領	20
イ 記載要領	20
15 変更の届出について	21
(1) 要件	21
(2) 届出について	21
(3) 土地所有者等への通知	21
16 譲受けの許可申請について	22
(1) 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書（第2号様式）作成・記載要領	22
ア 作成要領	22
イ 記載要領	22
17 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書 添付書類一覧	23
18 相続等の届出について	24
19 事業の実施（許可後の手続き等）について	24
(1) 土砂等の埋立て等許可決定通知書の受理後の土砂等の搬入前の準備について	24
ア 事業区域と事業区域以外との境界を明らかにする表示	24
イ 標識（第1号様式）の設置	24
ウ 現場事務所等の設置（事業区域面積3,000㎡以上）	24
エ 土砂等の搬出入路の設置	24
オ 排水の水質検査を行う施設の設置（事業区域面積3,000㎡以上）	24
カ 事業着手前の事業区域の写真撮影	24
(2) 土地の所有者等への事業着手の通知について	24
(3) 許可事業主への報告について	24
(4) 事業着手の届出について	24
(5) 土砂等の搬入の届出について	24
ア 添付書類	24
イ 留意事項	25
(6) 土砂等搬出入車両の届出及び表示について	25
(7) 施工中の定期報告について	25
ア 搬入土量の報告	25
イ 施工状況の報告	25
ウ 土壌検査	25
エ 水質検査	26
オ 土壌・水質検査の報告	26
(8) その他	26
20 事業廃止の届出について	26
21 完了の届出について	26
22 土砂等の埋立て等標識（計画のお知らせ）の設置について	27
23 土砂等の埋立て等標識（計画のお知らせ）の設置の届出について	29
24 土砂等の埋立て等標識の設置の届出について	31
25 特定埋立て等の届出について	33
(1) 特定埋立て等行為届出書（第3号様式）作成・記載要領	33

ア	作成要領	33
イ	記載要領	33
(2)	届出後の手続き等について	34
ア	土砂等の搬入の届出について	34
イ	添付書類	34
ウ	留意事項	34
(3)	施工中の定期報告について	34
ア	土壌検査について	34
イ	水質検査について	35
ウ	土壌・水質検査の報告について	35

1 事業区域の面積に応じた主な手続き



※1 土砂等：土砂、砂利、岩石その他の土地の堆積に供するもの（改良土及び建設汚泥処理土を含みます。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの

※2 一定の条件を満たすもの：盛土を行う前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土砂等の埋立て等

● 相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成22年相模原市条例第38号。以下「条例」という。）第8条の2の規定による特定埋立て等に該当している場合は、特定埋立て等行為届出書（第3号様式）の提出が必要になります。

特定埋立て等：他法令による許認可等を受けて条例の許可を要しない事業のうち、事業区域の面積が3,000平方メートル以上、かつ、土砂等の埋立て等の高さが1メートル以上の事業

2 事前相談

本条例には、事前相談に関する規定はありませんが、手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、その後の申請手続きをスムーズに進める上でも有意義なことです。

土砂等の埋立て等を行う皆様には、下記の部署において事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

◆相談窓口

1

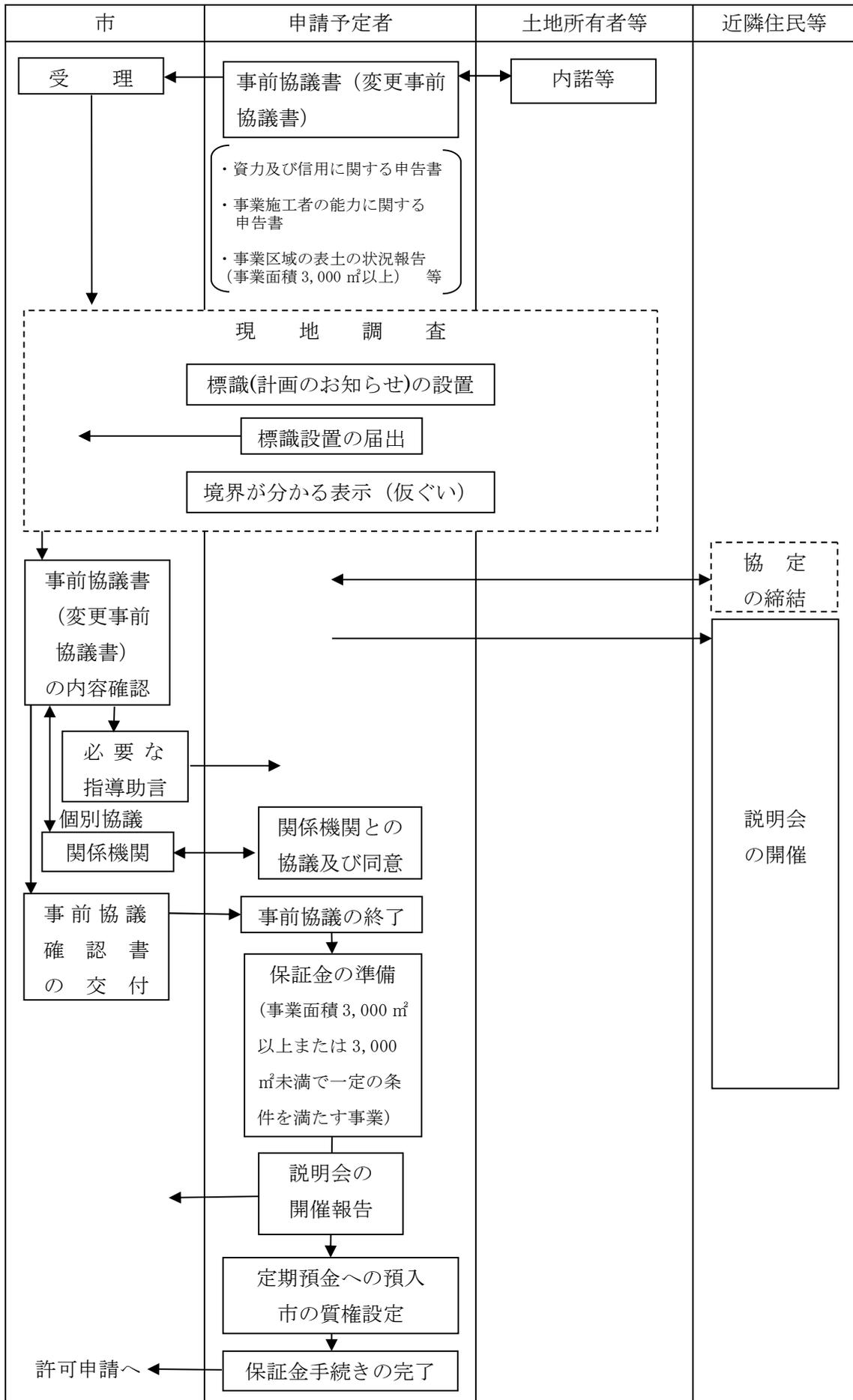
- ・環境経済局 環境保全課（緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区）

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 ☎042-769-8241

- ・環境経済局 津久井地域環境課（緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区）

〒252-5172 相模原市緑区中野633番地 ☎042-780-1404

3 事業の流れ（事前協議）



4 事前協議について

土砂等の埋立て等の許可申請を行おうとする者は、条例に基づく許可申請を行う前に、事前協議書を提出し、所要の手続きを終了していることが必要です。

(1) 所要の手続き

事前協議書の提出と併せて下記の手続きが必要となります。

ア 土地所有者等の同意

事業区域が自己所有地でない場合は、あらかじめ土砂等の埋立て等土地使用同意書（第8号様式）により、事業区域内の土地の所有者等に対し、条例第13条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得てください。

上記の同意は、土地の所有者等に対し、定期的な施工状況の把握や危険等が発生した場合の通報などの義務が発生し、その義務を怠ったときは、必要な措置命令がされる場合がありますので、十分に説明をした上で同意を得るようにしてください。

イ 標識（計画のお知らせ）の設置

近隣住民等へ事業の計画を周知するために、27ページに掲載した土砂等の埋立て等標識（計画のお知らせ）を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置し、設置後は速やかに29ページに掲載した土砂等の埋立て等標識（計画のお知らせ）設置届出書を提出してください。

ウ 境界が分かる表示の設置

市が現地を調査する際に事業区域の境界が分かるように仮ぐいを設置してください。

エ 説明会等

(ア) 開催

近隣住民等その他市長が必要と認める者に対し、計画の内容について説明会を開催しなければなりません。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明することができます。

説明会等は、許可の申請をしようとする日の30日前までに行わなければなりません。

(イ) 報告

説明会等を行ったときは、速やかに土砂等の埋立て等説明会等開催報告書（第7号様式）により、市長に報告してください。

オ 協定

事業区域の周辺の地域の良好な自然環境及び生活環境の保全に係る事項等について、市長が必要と認める自治会と協定の締結に努めてください。

カ 事業区域の表土の土壌検査

事業区域の面積が3,000㎡以上の場合は、現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、表土が相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成22年相模原市規則第128号。以下「規則」という。）に定める安全基準（別表第1）に適合するものであるか、次の表に示すとおり事業区域の面積に応じた等分数の土壌検査が必要となります。

検査にあたりましては、計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限り）が必要となりますので、ご注意ください。

事業区域の面積	等分数
0.3ha 以上 1 ha 未満	2
1 ha 以上 2 ha 未満	3
2 ha 以上 3 ha 未満	4
以下 1 ha を超えるごとに等分数を 1 加算する	

キ 資力及び信用に関する申告書の提出

許可を受けようとする者が土砂等の埋立て等を行うに当たり、必要な資力及び信用を有しているかどうかを審査するために、資力及び信用に関する申告書（第 13 号様式）を提出していただきます。詳細は、別に定める様式の記載例をご参照ください。

なお、この申告書は、許可申請時や譲受けの許可申請が必要な場合（譲受けの許可を受けようとする者の資力及び信用）にも提出していただくことになります。

ク 事業施工者の能力に関する申告書の提出

自ら土砂等の埋立て等を行う者及び事業施工者が、土砂等の埋立て等を行うために必要な能力を有しているかどうかを審査するために、事業施工者の能力に関する申告書（第 14 号様式）を提出していただきます。詳細は、別に定める様式の記載例をご参照ください。

なお、この申告書は、許可申請時や譲受けの許可申請が必要な場合（譲受けの許可を受けようとする者の施工能力）にも提出していただくことになります。

(2) 土砂等の埋立て等事前協議書（第 5 号様式）作成・記載要領

ア 作成要領

- (ア) 事前協議書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の計 2 部です。
- (ウ) 添付書類（図面は除く。）は、日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (エ) 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は 3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。

イ 記載要領（表面）

- (ア) 申請予定者
 - 土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする事業主を記載し、実印を押印してください。
- (イ) 事業施工者
 - 土砂等の埋立て等を施工する者の住所・氏名を記載してください。申請予定者と同じ者が施工する場合は、申請予定者の住所・氏名を記載してください。
- (ウ) 土砂等の埋立て等の目的
 - 資材置き場や建設残土処分地など、具体的な土地利用の目的を記載してください。
- (エ) 事業区域の位置
 - 土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は（外〇〇筆）と表示してください。
- (オ) 事業区域の面積
 - 事業区域の実測面積を記載してください。（実際に土砂等の埋立て等を行う面積

(小数点1位を四捨五入)を記載し、土砂等の搬出入路や現場事務所は面積に含みません。)

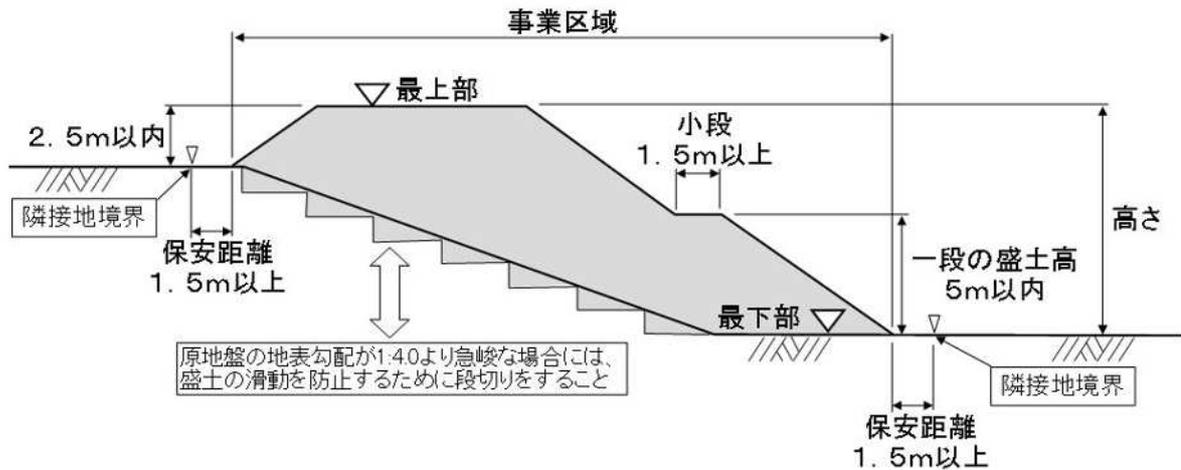
(カ) 搬入土量

搬入する土砂等の予定数量(小数点1位を四捨五入)を記載してください。

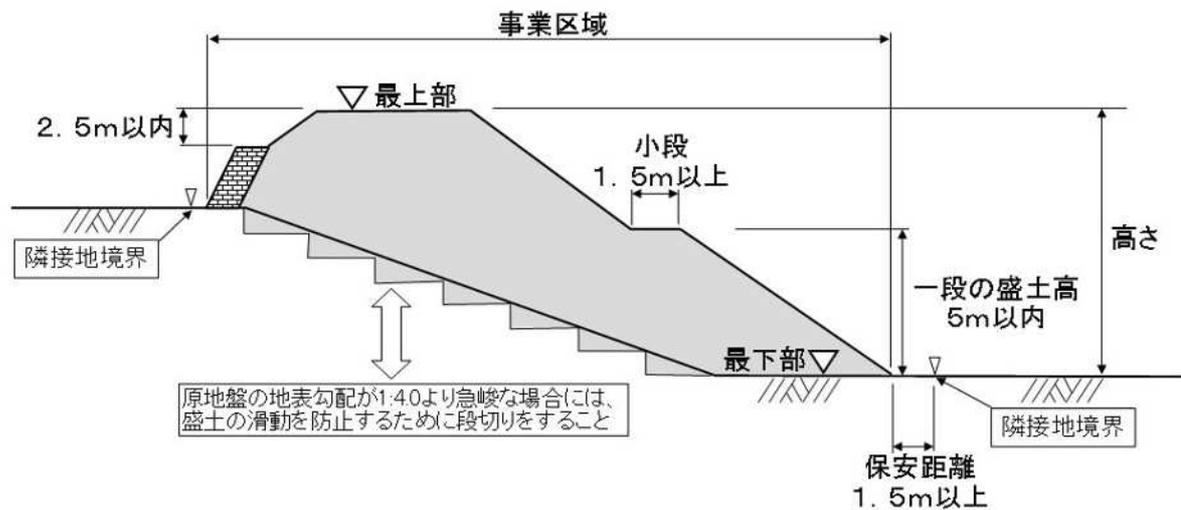
(キ) 高さ

盛土等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差(垂直距離)を記載してください。

【高さの考え方】



【擁壁を用いる場合】



(ク) 一日の搬入土量

事業期間における土砂等の1日の平均搬入土量(10トンドンプ1台5.5立方メートル)を記載してください。

(ケ) 車両台数

事業期間における1日の平均搬出入車両台数を記載してください。

(コ) 土砂等の発生場所及び発生事業名

搬入を予定している土砂等の発生場所及び発生事業名を具体的に記載してください。

(サ) 事業期間

具体的な事業期間を記載してください。条例の規定により許可の期間は「3年以内」、変更の許可の期間は「1年以内」となっておりますので、申請時には事前に十分に調査・検討して事業期間を定め、無理のない計画性のある事業としてください。

(シ) 整地用機械の種類及び台数

バックホウ〇〇m³〇台など、具体的な機械の種類と台数を記載してください。

(ス) 一日の作業時間

具体的な作業時間を記載してください。規則に定める一般基準（別表第3）により、原則として午前9時から午後5時までとなっておりますので、ご注意ください。

(セ) 事業区域の表土の状況

事業区域の面積に応じて、規則第8条第3項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（第6号様式）及び計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限り）を添付してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は提出不要です。

(ソ) 土砂等の埋立て等に係る設計

次の内容を記載してください。

設計の方針：事業に取り組む基本的な姿勢

土地の現況：土地の利用状況や形状等

環境保全及び事故防止の対策：具体的な対策

ウ 記載要領（裏面）

(ア) 土砂等の埋立て等が行われている間における事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を平面図に記載してください。

ただし、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は記載不要です。

(イ) 添付書類

添付忘れがないようにご留意願います。

5 土砂等の埋立て等事前協議書 添付書類一覧

No	提出書類	事業		一時堆積事業	
		小規模以外	小規模	小規模以外	小規模
1	事業区域の位置図(縮尺 25,000 分の 1 以上)	○	○	○	○
2	事業区域に係る土地の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの)	○	○	○	○
3	法人の登記事項証明書 (申請予定者が個人であるときは住民票の写し) 及び印鑑登録証明書 (いずれも 3ヶ月以内のもの)	○	○	○	○
4	申請予定者と事業施工者との土砂等の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し (申請予定者自ら土砂等の埋立て等を行う場合を除く。)	○	○	○	○
5	事業区域に係る土地の公図の写し (3ヶ月以内のもの)	○	○	○	○
6	事業区域に係る土地の境界確定図 (500 分の 1 以上)	○	○	○	○
7	土砂等の搬出入経路図 (3,000 分の 1 以上)	○	○	○	○
8	土砂等の埋立て等全体に係る作業工程表	○	○	○	○
9	擁壁等工作物の平面図及び構造図 (500 分の 1 以上)	△	△	△	△
10	土砂等の埋立て等が完了した後の土地利用計画図 (500 分の 1 以上)	○	○	○	○
11	土砂等の埋立て等に係る調査計画書又は調査報告書 (溪流等 (渓床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25メートル以内の範囲をいう。ただし、地形改変の履歴 (崩壊履歴を含む) がある溪流等については、別途考慮する。) における高さ 15メートル超の盛土の場合に限る。)	△			
12	事業区域に係る表土の試料採取地点の位置図及び写真並びに試料ごとの検査試料採取調書 (第 6 号様式) 及び計量証明書	○			
13	事業区域表土と堆積土砂等が遮断されない場合			○	
	事業区域表土と堆積土砂等遮断されていることを示す構造図 (50 分の 1 以上)			○	

	が遮断される構造である場合					
14	土砂等の埋立て等が行われている間における、事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（図面は500分の1以上）	○				
15	土砂等の埋立て等が行われている間における、事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な施設の構造図（50分の1以上）			○		
16	現況平面図及び現況縦横断面図（500分の1以上）	○	○	○	○	
17	現況排水平面図及び現況排水縦横断面図（500分の1以上）	○	○	○	○	
18	計画平面図及び計画縦横断面図（500分の1以上）	○	○	○	○	
19	計画排水平面図及び計画排水縦横断面図（500分の1以上）	○	○	○	○	
20	規則第9条第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類	△	△	△	△	
21	資力及び信用に関する申告書（第13号様式）	○	○	○	○	
22	事業施工者の能力に関する申告書（第14号様式）	○	○	○	○	

※ 小規模以外：事業区域の面積が3,000㎡以上の事業

小規模：事業区域の面積が3,000㎡未満の事業

注：表中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は選択を示す。

6 事前協議書提出（受理）後の流れ

(1) 現地調査

市では、事業区域の現地を確認します。

(2) 土砂等の埋立て等説明会等開催報告書

近隣住民等に対し開催した説明会等の結果を、土砂等の埋立て等説明会等開催報告書（第7号様式）により提出してください。

(3) 事前協議確認書の交付

事前協議書の提出を受けたときは内容を確認し、確認事項に適合すると認めるときは、事前協議確認書を交付します。

(4) 事前協議の有効期間

事前協議の有効期間は、事前協議確認書を交付した日から1年間です。

7 許可申請手数料について

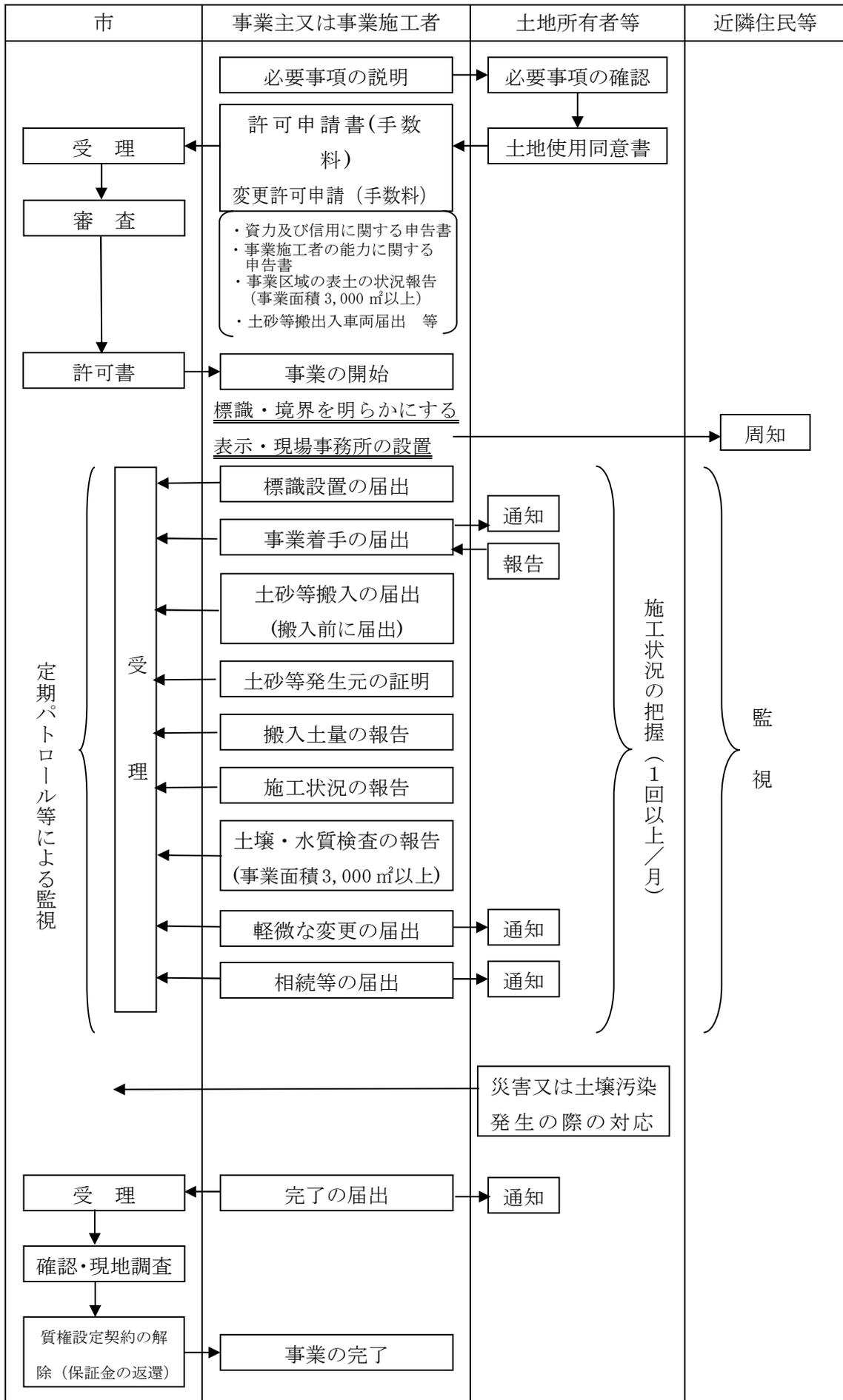
事前協議終了後、許可申請を行うためには、下記の表の項目ごとに、それぞれ事業区域の面積に応じた許可申請手数料が必要となります。

項目	単位	事業区域の面積	
		3,000㎡未満	3,000㎡以上
新規許可申請	1件	33,000円	48,000円
変更許可申請	1件	23,000円	28,000円
譲受け許可申請	1件	23,000円	28,000円

8 保証金の預託について

- (1) 許可申請に当たり、事業区域の面積が3,000㎡以上の場合、もしくは500㎡以上3,000㎡未満の場合であっても盛土を行う前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上の場合は、土砂等の埋立て等の適正な施工を保証するため並びに事業区域及びその周辺の地域における災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、300万円及び搬入土量に1㎡当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）の保証金を定期預金により預け入れしなければなりません。なお、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1㎡あたり400円を乗じて得た額の保証金を定期預金により預入しなければなりません。
- (2) 土砂等の埋立て等が一時堆積事業に係るものであるときは、保証金は最大堆積量をもとに積算してください。
- (3) 保証金を預け入れする際には、保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければなりません。
- (4) 詳細は、別に定める「相模原市土砂等の埋立て等の保証金に関する質権設定契約実施要領」をご参照ください。

9 事業の流れ（許可申請）



10 土砂等の埋立て等の許可申請について

(1) 土砂等の埋立て等許可申請書（第9号様式）作成・記載要領

ア 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の計2部です。
- (ウ) 添付書類（図面は除く。）は、日本産業規格A列4判で作成してください。
- (エ) 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。
- (オ) 事業区域の面積が3,000㎡以上の場合、事業区域に係る表土の土壌検査は、事前協議において実施した関係書類の写しを添付してください。
- (カ) 許可申請日から起算して6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画である必要がありますので、ご注意願います。

イ 記載要領（表面）

- (ア) 申請者
土砂等の埋立て等の許可を申請する者を記載し、実印を押印してください。
- (イ) 事業施工者
土砂等の埋立て等を施工する者の住所・氏名を記載してください。申請者と同じ者が施工する場合は、申請者の住所・氏名を記載してください。
- (ウ) 土砂等の埋立て等の目的
資材置き場や建設残土処分地など、具体的な土地利用の目的を記載してください。
- (エ) 事業区域の位置
土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は（外〇〇筆）と表示してください。
- (オ) 事業区域の面積
事業区域の実測面積を記載してください。（実際に土砂等の埋立て等を行う面積（小数点1位を四捨五入）を記載し、土砂等の搬出入路や現場事務所は面積に含みません。）
- (カ) 搬入土量
搬入する土砂等の予定数量（小数点1位を四捨五入）を記載してください。
- (キ) 高さ
盛土等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差（垂直距離）を記載してください。6ページに示した図を併せてご参照ください。
- (ク) 一日の搬入土量
事業期間における土砂等の1日の平均搬入土量（10トンダンプ1台5.5立方メートル）を記載してください。
- (ケ) 車両台数
事業期間における1日の平均搬出入車両台数を記載してください。
- (コ) 土砂等の発生場所及び発生事業名
搬入を予定している土砂等の発生場所及び発生事業名を具体的に記載してください。
- (サ) 事業期間

具体的な事業期間を記載してください。条例の規定により許可の期間は「3年以内」、変更の許可の期間は「1年以内」となっておりますので、申請時には事前に十分に調査・検討して事業期間を定め、無理のない計画性のある事業としてください。

(シ) 整地用機械の種類及び台数

バックホウ〇〇m³〇台など、具体的な機械の種類と台数を記載してください。

(ス) 一日の作業時間

具体的な作業時間を記載してください。規則に定める一般基準（別表第3）により、原則として午前9時から午後5時までとなっておりますので、ご注意ください。

(セ) 事業区域の表土の状況

事業区域の面積に応じて、規則第8条第3項の規定に従って採取、分析を行い、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第6号様式）及び計量証明書を添付してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は提出が免除されます。

(ソ) 土砂等の埋立て等に係る設計

次の内容を記載してください。

設計の方針：事業に取り組む基本的な姿勢

土地の現況：土地の利用状況や形状等

環境保全及び事故防止の対策：具体的な対策

ウ 記載要領（裏面）

(ア) 土砂等の埋立て等が行われている間における事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を平面図に記載してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は記載が免除されます。

(イ) 現場事務所その他土砂等の埋立て等に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所その他土砂等の埋立て等に供する施設を平面図に記載してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は記載が免除されます。

(ウ) 現場事務所に置く責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の土砂等の埋立て等の現場と兼務することはできません。

(エ) 添付書類

添付忘れがないようにご留意願います。

1 1 土砂等の埋立て等許可申請書 添付書類一覧

No	提出書類	事業	
		小規模以外	小規模
1	事業区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上）	○	○
2	事業区域に係る土地の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）	○	○
3	法人の登記事項証明書（申請者が個人であるときは住民票の写し）及び印鑑登録証明書（いずれも3ヶ月以内のもの）	○	○
4	申請者と事業施工者との土砂等の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（申請者自ら土砂等の埋立て等を行う場合を除く。）	○	○
5	土砂等の埋立て等土地使用同意書（第8号様式）（土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類）	○	○
6	土地所有者等の印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの。土地所有者等が国又は地方公共団体である場合を除く。）	○	○
7	事業区域に係る土地の公図の写し（3ヶ月以内のもの）	○	○
8	事業区域に係る土地の境界確定図（500分の1以上）	○	○
9	土砂等の搬出入経路図（3,000分の1以上）	○	○
10	土砂等の埋立て等全体に係る作業工程表	○	○
11	擁壁等工作物の平面図及び構造図（500分の1以上）	△	△
12	土砂等の埋立て等が完了した後の土地利用計画図（500分の1以上）	○	○
13	事業区域に係る表土の試料採取地点の位置図及び写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（第6号様式）及び計量証明書	○	
14	土砂等の埋立て等が行われている間における、事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置（図面は500分の1以上）	○	
15	現場事務所その他の土砂等の埋立て等に供する施設の設置計画及び位置（500分の1以上）	○	
16	現況平面図及び現況縦横断面図（500分の1以上）	○	○
17	現況排水平面図及び現況排水縦横断面図（500分の1以上）	○	○
18	計画平面図及び計画縦横断面図（500分の1以上）	○	○
19	計画排水平面図及び計画排水縦横断面図（500分の1以上）	○	○
20	規則第9条第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類	△	△
21	資力及び信用に関する申告書（第13号様式）	○	○
22	事業施工者の能力に関する申告書（第14号様式）	○	○
23	森林法第10条の2第1項若しくは農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、その許可書の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を行ったときは、その旨を証す	△	△

	る書類の写し		
24	土砂等の埋立て等の概要についての周知状況を示す書類	○	○
25	土砂等の埋立て等の施工の手順を明らかにした書類	○	△
26	土砂等搬出入車両一覧届出書（第11号様式）	○	○
27	事前協議確認書の写し	○	○

※ 小規模以外：事業区域の面積が3,000㎡以上の事業

小規模：事業区域の面積が3,000㎡未満の事業

注：表中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は選択を示す。

1 2 一時堆積事業の許可申請について

(1) 土砂等の埋立て等(一時堆積事業)許可申請書(第10号様式)作成・記載要領

ア 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部の計2部です。
- (ウ) 添付書類(図面は除く。)は、日本産業規格A列4判で作成してください。
- (エ) 土地(法人)の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。
- (オ) 事業区域の面積が3,000㎡以上の場合、事業区域に係る表土の土壌検査は、事前協議において実施した関係書類の写しを添付してください。

なお、事業区域の表土と土砂等の埋立て等に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、遮断されていることを示す構造図を提出すれば、表土の土壌検査は免除されます。

イ 記載要領(表面)

- (ア) 申請者
土砂等の埋立て等の許可を申請する者を記載し、実印を押印してください。
- (イ) 事業施工者
土砂等の埋立て等を施工する者の住所・氏名を記載してください。申請者と同じ者が施工する場合は、申請者の住所・氏名を記載してください。
- (ウ) 土砂等の埋立て等の目的
黒土販売など、具体的な事業の目的を記載してください。
- (エ) 事業区域の位置
土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は(外○○筆)と表示してください。
- (オ) 事業区域の面積
事業区域の実測面積(小数点1位を四捨五入)を記載してください。(実際に土砂等の埋立て等を行う面積を記載し、土砂等の搬出入路や現場事務所は面積に含みません。)
- (カ) 搬出入量
年間及び1日平均の土砂等の搬出入予定量(小数点1位を四捨五入)を記載してください。
- (キ) 最大堆積量
最大時の堆積量(小数点1位を四捨五入)を記載してください。事業区域の面積が3,000㎡以上の場合、保証金の積算のもととなります。
- (ク) 最大時の高さ
最大時の高さを記載してください。盛土等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差(垂直距離)を記載してください。
- (ケ) 土砂等の発生場所及び発生事業名
搬入を予定している土砂等の発生場所及び発生事業名を具体的に記載してください。
- (コ) 事業期間
事業を施工する期間としてください。事業区域の土地の所有権を有しない場合

は、土砂等の埋立て等土地使用同意書（第8号様式）に記載された期間の範囲内で記載してください。

(サ) 整地用機械の種類及び台数

バックホウ〇〇m³〇台など、具体的な機械の種類と台数を記載してください。

(シ) 一日の作業時間

具体的な作業時間を記載してください。規則に定める一般基準（別表第3）により、原則として午前9時から午後5時までとなっておりますので、ご注意ください。

(ス) 事業区域の表土の状況

事業区域の面積に応じて、規則第8条第3項の規定に従って採取、分析を行い、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第6号様式）及び計量証明書を添付してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は提出が免除されます。

(セ) 当該表土と使用される土砂等が遮断される構造の場合

表土と堆積土砂等が遮断される場合にあつては、遮断されることを示す構造図（縮尺50分の1以上）を提出してください。

(ソ) 土砂等の埋立て等に係る設計

次の内容を記載してください。

設計の方針：事業に取り組む基本的な姿勢

土地の現況：土地の利用状況や形状等

環境保全及び事故防止の対策：具体的な対策

ウ 記載要領（裏面）

(ア) 土砂等の埋立て等が行われている間における事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を平面図に記載してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は記載が免除されます。

(イ) 現場事務所その他土砂等の埋立て等に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所その他土砂等の埋立て等に供する施設を平面図に記載してください。

なお、事業区域の面積が3,000m²未満の場合は記載が免除されます。

(ウ) 現場事務所に置く責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の土砂等の埋立て等の現場と兼務することはできません。

(エ) 添付書類

添付忘れがないようにご留意願います。

1 3 土砂等の埋立て等(一時堆積事業)許可申請書 添付書類一覧

No	提出書類	一時堆積	
		小規模以外	小規模
1	事業区域の位置図(縮尺25,000分の1以上)	○	○
2	事業区域に係る土地の登記事項証明書(3ヶ月以内のもの)	○	○
3	法人の登記事項証明書(申請者が個人であるときは住民票の写し)及び印鑑登録証明書(いずれも3ヶ月以内のもの。)	○	○
4	申請者と事業施工者との土砂等の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し(申請者自ら土砂等の埋立て等を行う場合を除く。)	○	○
5	土砂等の埋立て等土地使用同意書(第8号様式)(土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類)	○	○
6	土地所有者等の印鑑登録証明書(3ヶ月以内のもの。土地所有者等が国又は地方公共団体である場合を除く。)	○	○
7	事業区域に係る土地の公図の写し(3ヶ月以内のもの)	○	○
8	事業区域に係る土地の境界確定図(500分の1以上)	○	○
9	土砂等の搬出入経路図(3,000分の1以上)	○	○
10	土砂等の埋立て等全体に係る作業工程表	○	○
11	擁壁等工作物の平面図及び構造図(500分の1以上)	△	△
12	土砂等の埋立て等が完了した後の土地利用計画図(500分の1以上)	○	○
13	事業区域表土と堆積土砂等が遮断される構造でない場合	○	
	事業区域表土と堆積土砂等が遮断される構造である場合	○	
14	土砂等の埋立て等が行われている間における、事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な施設の構造図(50分の1以上)	○	
15	現場事務所その他事業に供する施設の設置計画及び位置(500分の1以上)	○	
16	現況平面図及び現況縦横断面図(500分の1以上)	○	○
17	現況排水平面図及び現況排水縦横断面図(500分の1以上)	○	○
18	計画平面図及び計画縦横断面図(500分の1以上)	○	○
19	計画排水平面図及び計画排水縦横断面図(500分の1以上)	○	○
20	規則第9条第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類	△	△
21	資力及び信用に関する申告書(第13号様式)	○	○

22	事業施工者の能力に関する申告書（第14号様式）	○	○
23	森林法第10条の2第1項若しくは農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、その許可書の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を行ったときは、その旨を証する書類の写し	△	△
24	土砂等の埋立て等の概要についての周知状況を示す書類	○	○
25	土砂等の埋立て等の施工の手順を明らかにした書類	○	△
26	土砂等搬出入車両一覧届出書（第11号様式）	○	○
27	事前協議確認書の写し	○	○

※ 小規模以外：事業区域の面積が3,000㎡以上の事業

小規模：事業区域の面積が3,000㎡未満の事業

注：表中、○印がある場合は必須、斜線は不要を示し、△は選択を示す。

1 4 土砂等の埋立て等の変更許可申請について

(1) 要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更許可申請が必要になります。

No	内 容	適用条文 (条例)
1	土砂等の埋立て等の目的	第 13 条第 1 項第 2 号
2	事業区域の位置及び面積 (災害その他事業主又は事業施工者の責によらない理由がある場合に限る。)	第 13 条第 1 項第 3 号
3	搬入土量及び盛土又は切土にあつてはその高さ (搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを <u>増加</u> する場合に限る。)	第 13 条第 1 項第 4 号
4	土砂等の埋立て等を行う期間	第 13 条第 1 項第 6 号

(2) 事前協議について

変更の許可を受けたい許可事業主は、変更許可申請の前に 4 ページに記載した事前協議の手続きが必要となります。事前協議 (土砂等の埋立て等変更事前協議書 (第 2 1 号様式) を使用) の手続きが済みませんと変更の許可申請ができませんので、ご注意ください。

(3) 土砂等の埋立て等変更許可申請書 (第 2 2 号様式) 作成・記載要領

ア 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 提出部数は、正本 (原本) 1 部、副本 1 部の計 2 部です。
- (ウ) 添付書類 (図面は除く。) は、日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- (エ) 土地 (法人) の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は 3 ヶ月以内に作成されたものを添付してください。
- (オ) 期間を延長する場合は、条例の規定により「当初許可の期間満了の日から 1 年まで」となります。
- (カ) 面積の拡大は、災害その他事業主又は事業施工者の責によらない理由がある場合に限りますので、原則認めません。

イ 記載要領

- (ア) 許可事業主
土砂等の埋立て等の許可を受けた事業主を記載し、実印を押印してください。
- (イ) 許可年月日及び許可番号
当初の許可年月日及び許可番号を記載してください。
- (ウ) 事業区域の位置
土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は (外 ○○筆) と表示してください。
- (エ) 変更の内容
(1) の要件に掲げる事項を変更しようとするときは、変更前と変更後の内容を記載してください。
- (オ) 変更年月日
変更する予定の年月日を記載してください。
- (カ) 変更の理由

変更する理由を具体的に記載してください。

(キ) 添付書類

変更理由により添付する書類が異なります。詳しくは1ページに記載した相談窓口にお問い合わせください。

15 変更の届出について

(1) 要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要になります。

No	内 容	適用条文 (条例)
1	事業主及び事業施工者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	第13条第1項第1号
2	搬入土量及び盛土又は切土にあつてはその高さ (搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを <u>減少</u> する場合に限る。)	第13条第1項第4号
3	土砂等の発生場所及び発生事業名	第13条第1項第5号
4	土砂等の埋立て等に係る設計	第13条第1項第8号
5	土砂等の埋立て等が行われている間における、事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (小規模埋立て等を除く。)	第13条第1項第9号
6	現場事務所 (土砂等の搬入及び搬出を管理するための事務所をいう。以下同じ。) その他の土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画及び位置 (小規模埋立て等を除く。)	第13条第1項第10号
7	現場事務所に置く責任者の氏名及び職名	第13条第1項第11号
8	上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	第13条第1項第12号

(2) 届出について

変更の届出は、土砂等の埋立て等変更届出書 (第23号様式) により、変更の日から15日以内に行ってください。

届出書の作成・記載は、変更許可申請書作成・記載要領に従って作成してください。

(3) 土地所有者等への通知

変更の届出を行った場合は、土地所有者等へ変更した旨の通知が必要となります。

土砂等の埋立て等変更通知書 (第24号様式) により、通知してください。

16 譲受けの許可申請について

(1) 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書（第25号様式）作成・記載要領

ア 作成要領

- (ア) 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- (イ) 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の計2部です。
- (ウ) 添付書類（図面は除く。）は、日本産業規格A列4判で作成してください。
- (エ) 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3ヶ月以内に作成されたものを添付してください。

イ 記載要領

- (ア) 譲受け予定者
譲受けの許可を申請する者を記載し、実印を押印してください。
- (イ) 許可年月日及び許可番号
当初の許可年月日及び許可番号を記載してください。
- (ウ) 事業区域の位置
土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は（外
〇〇筆）と表示してください。
- (エ) 許可の期間
前任の事業主が許可を受けた期間を記載してください。譲受ける期間は前任者の残存期間となります。
- (オ) 譲受けの相手方の住所及び氏名
譲受けの相手方の住所及び氏名を記載してください。
- (カ) 現場責任者の氏名及び職名
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の土砂等の埋立て等の現場と兼務は出来ません。
- (キ) 譲受けの理由
譲受けの理由を具体的に記載してください。
- (ク) 添付書類
添付忘れがないようにご留意願います。

17 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書 添付書類一覧

No	事項又は書類等	事業	
		小規模以外	小規模
1	事業区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上）	○	○
2	法人の登記事項証明書（事業主が個人であるときは住民票の写し）及び印鑑登録証明書（いずれも 3 ヶ月以内のもの）	○	○
3	土砂等の埋立て等土地使用同意書（第 8 号様式）（土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類）	○	○
4	土地所有者等の印鑑登録証明書（3 ヶ月以内のもの。土地所有者等が国又は地方公共団体である場合を除く。）	○	○
5	規則第 9 条第 2 号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の規定による許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類	△	△
6	資力及び信用に関する申告書（第 13 号様式）	○	○
7	事業施工者の能力に関する申告書（第 14 号様式）	○	○
8	森林法第 10 条の 2 第 1 項若しくは農地法第 4 条第 1 項若しくは同法第 5 条第 1 項の規定による許可を必要とするときは、その許可書の写し又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出を行ったときは、その旨を証する書類の写し	△	△
9	土砂等搬出入車両一覧届出書（第 11 号様式）	○	○
10	譲受けの許可を受けようとする者と事業施工者との土砂等の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（譲受けの許可を受けようとする者自ら土砂等の埋立て等を行う場合を除く。）	○	○

※ 小規模以外：事業区域の面積が 3,000 m²以上の事業

小規模：事業区域の面積が 3,000 m²未満の事業

注：表中、○印は必須、△は選択を示す。

18 相続等の届出について

相続、合併又は分割により、土砂等の埋立て等の許可を受けた者の地位を承継した場合は、その権原を取得した日から15日以内に、土砂等の埋立て等相続等届出書（第26号様式）に法人の登記事項証明書（承継者が個人であるときは戸籍謄本）及び印鑑登録証明書（3ヶ月以内に作成されたもの）を添付して提出してください。

また、事業区域の土地の所有権を有しない場合は、土砂等の埋立て等相続等通知書（第27号様式）により、土地所有者等に相続等をした旨を通知してください。

19 事業の実施（許可後の手続き等）について

(1) 土砂等の埋立て等許可決定通知書の受理後の土砂等の搬入前の準備について

交付を受けた許可事業主は、以下の手続きを行った後に土砂等を搬入することができますようになります。

ア 事業区域と事業区域以外との境界を明らかにする表示

事業の内容に応じ、規則別表第4に掲げる表示をしてください。

イ 標識（第1号様式）の設置

設置後は、31ページに掲載した土砂等の埋立て等標識設置届出書（第20条関係）を提出してください。

ウ 現場事務所等の設置（事業区域面積3,000㎡以上）

エ 土砂等の搬出入路の設置

オ 排水の水質検査を行う施設の設置（事業区域面積3,000㎡以上）

カ 事業着手前の事業区域の写真撮影

事業廃止時又は完了時には、事業着手前の事業区域の写真の添付が必要となりますので、忘れずに撮影しておいてください。

(2) 土地の所有者等への事業着手の通知について

土砂等の埋立て等に着手しようとするときは、同意を得た土地の所有者等に土砂等の埋立て等事業着手通知書（第28号様式）により通知してください。

(3) 許可事業主への報告について

許可事業主から通知を受けた土地の所有者等は、土砂等の埋立て等事業着手通知確認書（第29号様式）により、許可事業主へ通知を確認したことを報告してください。

(4) 事業着手の届出について

報告を受けた許可事業主は、事業に着手する前日までに、土砂等の埋立て等事業着手届出書（第30号様式）に土砂等の埋立て等事業着手通知確認書を添付して提出してください。

(5) 土砂等の搬入の届出について

事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等搬入届出書（第15号様式）を提出してください。

ア 添付書類

(ア) 搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所又は採取場所を証する土砂等発生元証明書（第16号様式）… 発生元事業者が記入

(イ) 搬入する土砂等を試料とした検査試料採取調書（第6号様式）及び計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限る。）

(ウ) 試料採取場所の位置図 … 採取地点を平面図に記入

(エ) 試料採取場所の現場写真 … 採取地点と採取状況が分かるもの

イ 留意事項

(ア) 土砂等搬入届出書は、土砂等の発生場所ごとに届出が必要になります。また、同じ発生場所でも、搬入量が5,000m³を超えるごとに新たな届出が必要となります。例) 同一現場からの搬入量が12,000m³の場合 ⇒ 3件分届出が必要

(イ) 土砂等の搬入計画と発生場所に変更が生じた場合は、土砂等の埋立て等変更届出書(第23号様式)及び土砂等搬入届出書(添付書類一式)を提出してください。

(ウ) 当該土砂等が公共事業により発生した土砂等であるときは、添付書類を省略することができます。

(エ) 当該土砂等が採石法又は砂利採取法に基づく認可を受けた岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書(第17号様式)を添付したときは、添付書類を省略することができます。

(6) 土砂等搬出入車両の届出及び表示について

土砂等の埋立て等を行うに当たり、あらかじめ土砂等搬出入車両一覧届出書(第11号様式)を提出していただきます。当該届出書に基づき、届出車両1台ごとに、土砂等搬出入車両表示(第12号様式)をフロントガラスなどの見やすい場所に必ず掲示してください。

掲示をしていない車両での土砂等の搬出入は、認めません。

(7) 施工中の定期報告について

事業を開始した日(着手日)から3ヶ月に1回、搬入土量及び施工状況を報告しなければならず、6ヶ月に1回、土壌・水質検査の結果(事業区域の面積が3,000m²未満の場合は免除される場合があります。)を事業が完了するまで報告しなければなりません。

ア 搬入土量の報告

搬入土量報告書(第18号様式)により、3ヶ月を経過した日から7日以内に事業区域の土砂等の埋立て等の状況が確認できる写真を添付して報告してください。

イ 施工状況の報告

土砂等の埋立て等施工状況報告書(第31号様式)により、3ヶ月を経過した日から7日以内に次の書類を添付して報告してください。

(ア) 報告に係る期間の最後の日前7日以内に撮影した事業区域の写真

(イ) 施工済の箇所を赤色で色塗りした計画平面図

(ウ) 土砂等の埋立て等の施工の手順を明らかにした書類のうち、計画工程表に基づく施工段階を明らかにした書類

ウ 土壌検査

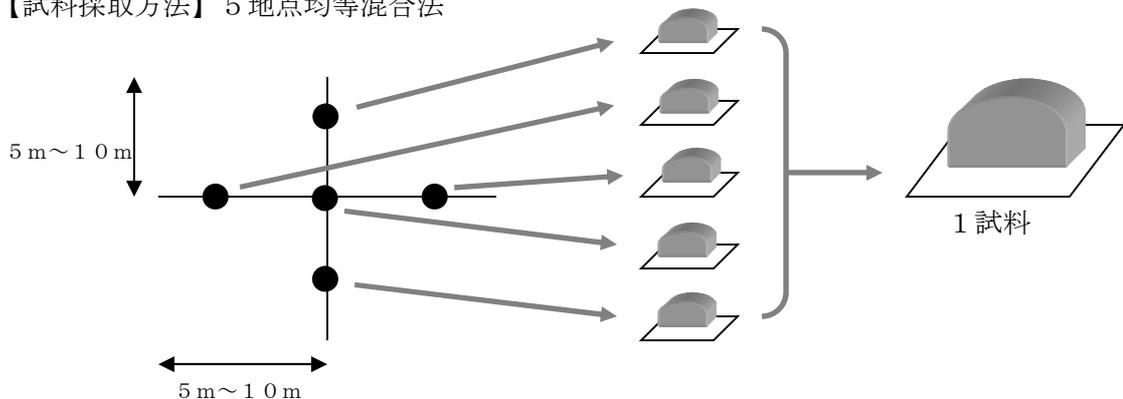
土壌検査は、土砂等の埋立て等に着手した日から6ヶ月ごとに、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければなりません。

(ア) 事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行う。

(イ) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域ごとに、その中心及び周辺の4方位の5メートルから10メートルまでの間からそれぞれ1地点ずつ、合計5地点で行い、等量混合(地表から5センチメートルまでの土壌と、5から50センチメートルまでの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合)して1試料とする。

(ウ) 施行規則別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行うこと。

【試料採取方法】 5地点均等混合法



エ 水質検査

水質検査は、土砂等の埋立て等に着手した日から6月ごとに、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

オ 土壌・水質検査の報告

報告は、土砂等の埋立て等に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から30日以内に、土砂等の埋立て等土壌等検査報告書(第20号様式)に次の書類を添付して行うこと。

(ア) 試料を採取した地点の位置図及び写真

(イ) 土壌検査のために作成した試料ごとの検査試料採取調書(第6号様式)及び計量証明書

(ウ) 水質検査のために採取した試料の検査試料採取調書(第6号様式)及び計量証明書

(8) その他

事業の実施に当たっては、許可条件、関係各課の指示事項を遵守してください。

20 事業廃止の届出について

許可事業主は、当該許可に係る事業を廃止したときは、廃止した日から起算して15日以内に、土砂等の埋立て等事業廃止届出書(第32号様式)に現場写真を添付して提出してください。

また、事業区域の土地の所有権を有しない場合は、土砂等の埋立て等事業廃止通知書(第33号様式)により、土地所有者等に事業を廃止した旨を通知してください。

21 完了の届出について

許可事業主は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、土砂等の埋立て等完了届出書(第34号様式)に事業着手前及び完了時の現場写真を添付して提出してください。

また、事業区域の土地の所有権を有しない場合は、土砂等の埋立て等完了通知書(第3

5号様式)により、土地所有者等に事業を完了した旨を通知してください。

2.2 土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)の設置について

事前協議の際に、近隣住民等へ事業の計画を周知するために、土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)を28ページの記載例を参考にして事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。

土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)		
位置及び面積	相模原市	m ²
搬入予定土量	m ³	
申請予定者	住所	
	氏名	
	電話番号	
事業施工予定者	住所	
	氏名	
	電話番号	
土砂等の埋立て等の目的		
事業予定期間	許可日から 月 月	
土砂等の埋立て等の完了予定図		

注 大きさは、縦1メートル以上、横1.2メートル以上とする。

土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)

位置及び面積	相模原市南区〇町〇番地 外1筆	5.000 m ²
搬入予定土量	10.000 m ³	
申請予定者	住所	相模原市緑区〇町〇番地
	氏名	株式会社 盛土企画 代表取締役 相模一郎
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
事業施工予定者	住所	相模原市中央区〇町〇丁目〇番〇号
	氏名	有限会社 環境工業 代表取締役 環境次郎
	電話番号	△△△-△△△-△△△△
土砂等の埋立て等の目的	建設発生土処分	
事業予定期間	許可日から 9 ヶ月	
土砂等の埋立て等の完了予定図		
<p>概要が分かる完了予定図を簡潔に表示してください。</p>		

注 大きさは、縦1メートル以上、横1.2メートル以上とする。



- ・「位置」は、事業区域がいくつかの筆にまたがるときは、代表的な地番を表示し、その他は外〇筆と表示してください。
- ・申請予定者と事業施工予定者が同一者の場合も、それぞれ表示してください。

23 土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)の設置の届出について

土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置した後は、速やかに土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)設置届出書を30ページに掲載した記載例を参考にして提出してください。

土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)設置届出書

年 月 日

相模原市長 あて

申請予定者
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり標識を設置したので、届け出ます。

事業区域の位置	相模原市
設置年月日	年 月 日

< 添付書類 >

設置後の標識の写真

土砂等の埋立て等標識(計画のお知らせ)設置届出書

〇〇年〇月〇日

相模原市長 あて

申請予定者

住 所 **相模原市緑区〇町〇番地**氏 名 **株式会社 盛土企画****代表取締役 相模一郎**電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

次のとおり標識を設置したので、届け出ます。

事業区域の位置	相模原市 南区〇町〇番地 外 1 筆
設置年月日	〇〇年〇月〇日

〈 添付書類 〉

 設置後の標識の写真

2 4 土砂等の埋立て等標識の設置の届出について

市から許可を受けた後に土砂等の埋立て等標識（第1号様式）を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置していただくこととなりますが、設置後は速やかに土砂等の埋立て等標識設置届出書を32ページに掲載した記載例を参考にして提出してください。

土砂等の埋立て等標識設置届出書

年 月 日

相模原市長 あて

許可事業主
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け相模原市指令（ ）第 号で許可を受けた土砂等の埋立て等について、次のとおり標識を設置したので、届け出ます。

事業区域の位置	相模原市
設置年月日	年 月 日

〈 添付書類 〉

設置後の標識の写真

土砂等の埋立て等標識設置届出書

〇〇年〇月〇日

相模原市長 あて

許可事業主

住 所 **相模原市緑区〇町〇番地**氏 名 **株式会社 盛土企画****代表取締役 相模一郎**

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け相模原市指令（〇〇）第〇〇〇号で許可を受けた土砂等の埋立て等について、次のとおり標識を設置したので、届け出ます。

事業区域の位置	相模原市 南区〇町〇番地 外 1 筆
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

〈 添付書類 〉

 設置後の標識の写真

25 特定埋立て等の届出について

他の法令等の許認可等を受けており、条例の許可を要しない土砂等の埋立て等のうち、一定の規模(事業区域の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、高さが1メートル以上)を超えるものについては、特定埋立て等行為届出書(第3号様式)の提出が必要となります。

(1) 特定埋立て等行為届出書(第3号様式)作成・記載要領

ア 作成要領

(ア) 提出部数は、1部です。

(イ) 添付書類(図面は除く。)は、日本産業規格A列4判で作成してください。

イ 記載要領

(ア) 事業主

届出しようとする事業主を記載してください。

(イ) 特定埋立て等の目的

宅地造成など、具体的な土地利用の目的を記載してください。

(ウ) 法令等の名称及びその条項

都市計画法など、具体的な法令の名称及びその条項を記載してください。

(エ) 許可等の年月日及び番号

法令等の許可年月日及び番号を記載してください。

(オ) 許可等の区域の位置

法令等の許可等の区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は(外〇〇筆)と記載してください。

(カ) 許可等の区域の面積

許可等の区域の面積(小数点1位を四捨五入)を記載してください。

(キ) 特定埋立て等を行う土地の面積

実際に特定埋立て等を行う面積(小数点1位を四捨五入)を記載してください。

(ク) 搬入する土砂等の量

搬入する土砂等の量(小数点1位を四捨五入)を記載してください。

(ケ) 高さ

盛土等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差(垂直距離)を記載してください。

(コ) 許可等に係る事業予定期間

法令等の許可等の事業予定期間を記載してください。

(サ) 特定埋立て等に係る事業予定期間

実際に特定埋立て等を行う事業予定期間を記載してください。

(シ) 特定埋立て等に係る事業区域の表土の状況

事業区域の面積に応じて、規則第8条第3項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(第6号様式)及び計量証明書(計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限り)を添付してください。

事業区域の面積	等分数
0.3ha 以上 1 ha 未満	2
1 ha 以上 2 ha 未満	3
2 ha 以上 3 ha 未満	4
以下 1 ha を超えるごとに等分数を 1 加算する	

(ス) 土砂等の埋立て等が行われている間における事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を平面図に記載してください。

(セ) 添付書類

- ・ 事業区域の位置図
- ・ 計画平面図及び計画縦横断面図又はこれに準ずる図面
- ・ 事業区域表土の資料採取地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（第 6 号様式）及び計量証明書
- ・ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 届出後の手続き等について

ア 土砂等の搬入の届出について

事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等搬入届出書（第 15 号様式）を提出してください。

イ 添付書類

- (ア) 搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所又は採取場所を証する土砂等発生元証明書（第 16 号様式）… 発生元事業者が記入
- (イ) 搬入する土砂等を試料とした検査試料採取調書（第 6 号様式）及び計量証明書（計量法に基づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限る。）
- (ウ) 試料採取場所の位置図 … 採取地点を平面図に記入
- (エ) 試料採取場所の現場写真 … 採取地点と採取状況が分かるもの

ウ 留意事項

- (ア) 土砂等搬入届出書は、土砂等の発生場所ごとに届出が必要になります。また、同じ発生場所でも、搬入量が 5, 000 m³を超えるごとに新たな届出が必要となります。例) 同一現場からの搬入量が 12, 000 m³の場合 ⇒ 3 件分届出が必要
- (イ) 当該土砂等が公共事業により発生した土砂等であるときは、添付書類を省略することができます。
- (ウ) 当該土砂等が採石法又は砂利採取法に基づく認可を受けた岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書（第 17 号様式）を添付したときは、添付書類を省略することができます。

(3) 施工中の定期報告について

ア 土壌検査について

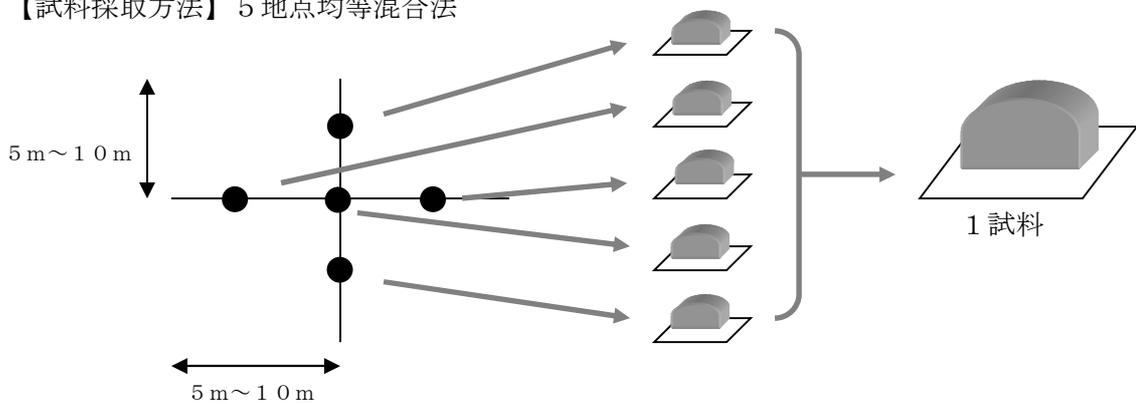
土壌検査は、土砂等の埋立て等に着手した日から 6 月ごとに、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければなりません。

- (ア) 事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行う。
- (イ) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域ごとに、その中心及び周辺の 4 方

位の5メートルから10メートルまでの間からそれぞれ1地点ずつ、合計5地点で行い、等量混合（地表から5センチメートルまでの土壌と、5から50センチメートルまでの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合）して1試料とする。

(ウ) 施行規則別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行うこと。

【試料採取方法】 5地点均等混合法



イ 水質検査について

水質検査は、土砂等の埋立て等に着手した日から6月ごとに、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

ウ 土壌・水質検査の報告について

報告は、土砂等の埋立て等に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から30日以内に、土砂等の埋立て等土壌等検査報告書(第20号様式)に次の書類を添付して行うこと。

(ア) 試料を採取した地点の位置図及び写真

(イ) 土壌検査のために作成した試料ごとの検査試料採取調書(第6号様式)及び計量証明書

(ウ) 水質検査のために採取した試料の検査試料採取調書(第6号様式)及び計量証明書